

一般財団法人さいたま住宅検査センター
構造計算適合性判定（任意）業務手数料規程

（責 務）

第1条 この規程は、別に定める一般財団法人さいたま住宅検査センター構造計算適合性判定（任意）業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人さいたま住宅検査センター（以下「センター」という。）が実施する、構造計算適合性判定（任意）業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

（構造計算適合性判定（任意）手数料）

第2条 業務規程第19条に規定する構造計算適合性判定（任意）手数料は、別表に掲げる床面積の合計に応じた額とする。

2 前項の床面積の合計は、当該敷地内の一の建築物ごとに算定する。なお、当該一の建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、それぞれ別の建築物とみなして算定する（計画の変更の場合を含む。）。

3 前各項の規定は、依頼者とセンターとの間で別に定める場合は適用しない。その場合は当該定めた内容とすることができる。

（附則）

この規程は、平成26年8月11日から施行する。

（附則）

この規程は、平成27年10月27日から施行する。

（附則）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（附則）

この規程は、令和7年9月1日から施行する。

(別表)

構造計算適合性判定（任意）手数料

(消費税込み)

建築物の延べ面積	大臣認定プログラム及び大臣認定プログラム 以外
1,000 m ² 以下のもの	237,600 円
1,000 m ² を超え、2,000 m ² 以下のもの	303,600 円
2,000 m ² を超え、10,000 m ² 以下のもの	383,900 円
10,000 m ² を超え、50,000 m ² 以下のもの	565,400 円
50,000 m ² を超えるもの	944,900 円

※1 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算により行われた判定手数料の額は、別に定める。

※2 センターが適合判定通知書を交付した建築物について、その計画を変更して建築物を建築する場合又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合の判定手数料の額は、床面積の合計の2分の1の面積（床面積が増加する同一棟の計画の変更の場合にあっては、当該増加する部分の床面積に当該増加する部分以外の床面積の2分の1を加えた面積）により算定する。

※3 電子申請における紙面による適合判定通知書の発行手数料の額は、1通につき 2,200 円とする。